

こんな消費者トラブルにご注意ください!

インターネットトラブル、福祉商法、アポイントメントセールス：悪質商法の手口が多様化する一方で大切なことは、消費者自身が詐欺の手口を知り、適切な対処法について学ぶことです。

今月号では、市に寄せられた相談ケースの中から、全国的にも多数発生している事例とその対処法について紹介します。

メールによる架空請求詐欺

■事例：携帯電話にてアダルトサイトや無料待ち受け画面サイトを閲覧中に画像や年齢確認部分をクリックしたところ、いきなり「自動登録が完了しました」というメッセージが表示された。画面下にあつた退会希望者向けのアドレスにメールを送信しても退会できなかっか分からず、代わりに料金を請求するメールが頻繁に送られてくるようになつた。メールの本文には携帯電話の個体識別番号が載つており、サイト側が個人情報を入手したかのよつた記述があつた。

■対処法★
本人に契約意思がなく、画像や年齢確認部分をクリックしただけでは契約は成立しません。事例のような、パソコンや携帯電話の画面を介して行われる

電子契約では、申込みボタンを押した後に再度取引内容を確認させるための画面を用意するなど、消費者の操作ミスを防止するための措置を事業者が講じる必要があります。そのような対応がなされていない場合の申込みは無効となるため、たとえ支払い請求があつたとしても応じる必要はありません。

また、事業者からのメール等に携帯電話のメールアドレスや個体識別番号が記載されていたとしても、サイトにアクセスした人を特定されることはあります。「サイトに登録してしまった」と誤認し、取り消しを依頼を切つてください。

「一度電話に出ると切りにくいやう」と事業者に連絡することで、本当に個人情報を相手に知られてしまう可能性があります。万が一事例のような事態に陥った場合は、慌てて対応をしないようにしましょう。

老人ホームの入居権詐欺

■事例：近日完成予定の老人ホームのパンフレットと入居権利申込書が自宅に届いた。

後日、業者から「この老人ホームに入居したい人が6、7人いる。業者からの申し込みは不可能で、入居権利申込書を持つたる人しか申し込めない。評判が良い施設なので、すぐに満床になると思われる。迷惑をかけないので、申込みだけ代わりにしてほしい」と電話があつた。

★対処法★

「代わりに申し込んでほしい」「名義を貸して」などと持ちかけてくる電話は詐欺の可能性が非常に高いです。

「こうした不審な話には取り合わず」「興味ありません」「お断りします」と言ってすぐに電話を切つてください。

このようなケースの場合、業者が持ちかけてくる話や送られるパンフレットは非常に巧しい」と感じれば、まずは「家に相談してください。

方法があります。
「悪質業者による詐欺の手口は年々巧妙化しています。事例のような出来事が生じた際は、一人で判断しないで周囲の人や消費生活相談窓口にご相談ください。

多重債務無料相談会

- ▼日時…7月18日（金）午後1時～午後4時
- ▼場所…岐阜県中濃総合庁舎
(美濃市生櫛1612-2)
- ▼相談対応…司法書士等
- ▼相談方法…面接相談【要予約】=時間は1人30分。
予約受付は7月17日(木)まで、電話でお申込みください。
- ▼予約・問い合わせ…県民生活相談センター
☎058-277-1003

◆相談窓口一覧◆ 困ったときには、消費生活相談窓口にご相談ください！※相談は無料で秘密は守られます。

窓口	電話番号	受付日
消費者ホットライン	0570-064-370 (全国共通番号)	年末年始を除く毎日（ガイドンスに従って操作すると、お近くの相談窓口につながります）
岐阜県県民生活相談センター	058-277-1003	月～金曜日=午前8時30分～午後5時 土曜日=午前9時～午後5時(電話のみ) ※日曜・祝日・年末年始を除く
岐阜県中濃振興局振興課	0574-25-3111	月・火・木・金曜日=午前8時30分～午後4時15分 ※土日・祝日・年末年始を除く
郡上市役所総務課またはお近くの各振興事務所振興課	67-1832ほか	月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分 ※土日・祝日・年末年始を除く